

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

- 字の区域の変更(八七九、八八二・市町村課)
  - 農地保有合理化事業規程の承認(八八三、八八四・農林政策課)
  - 漁業区域に係る海岸保全区域の指定の一部改正(八八五・水産漁港課)
  - 都市計画事業の事業計画の変更の認可(八八六・秋田建設事務所)
  - 大規模小売店舗の新設に関する届出(八八七・商工業振興課)
  - 大規模小売店舗の新設に關し聴取した意見の概要(八八八・商工業振興課)
  - 都市計画の変更による送付図書の縦覧(八八九、八九一・都市計画課)
  - 道路区域の変更及び供用開始(八九二・道路環境課)
  - 道路の供用開始(八九三、八九四・道路環境課)
  - 開発行為に關する工事の完了(八九五・仙北建設事務所)
  - 地域森林計画の樹立(八九六・森林環境対策室)
  - 地域森林計画の変更(八九七・森林環境対策室)
- 公告
- 一般競争入札の実施(学術振興課)二件
  - 土地改良区の役員の変更及び就任の届出(仙北総合農林事務所)
  - 共同施行等土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(北秋田総合農林事務所)
  - 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)

## 告示

秋田県告示第八百七十九号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙

北郡中仙町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。  
 右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。  
 平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	仙北郡中仙町駒場字寺田 一三四の一、一三四の二、一三五の一、一三六、一三六の一から一三六の三まで、一三七の三、一三八の二及びこれらの区域に隣接する水路である 国有地の全部
変更後の字の区域	仙北郡中仙町清水字大形

### 秋田県告示第八百八十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡太田町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。  
 平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	仙北郡太田町清水字大形 一三二の一、一三三の一、一三四の一、一三五の一、一三五の二、一三五の三、一三六の一、一三七の一、一三八から一四〇まで、一七七の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部
変更後の字の区域	仙北郡太田町駒場字寺田

<p>仙北郡太田町駒場字下田 三七四の一部、三七五の一部、三七九、三八一から三八三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡太田町駒場字羽黒堂 七〇の四、七〇の五、一九七の一部、一九八の一部、一九八の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡太田町清水字大形 駒場字下田二九五に隣接する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡太田町駒場字寺田 一八〇の一、一八〇の二の一部、一八一の二の一部、一八三の一部、一八四の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡太田町駒場字羽黒堂 四、六の一、二二、五九の一、一七四に隣接する水路である国有地の全部並びに字下田三三四に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡太田町駒場字寺田 一九二の二の一部、二九六の一部、二九七の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡太田町駒場字下田 三三三から三三五までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡太田町駒場字羽黒堂</p>
<p>仙北郡太田町駒場字下田</p>		<p>田</p>	<p>仙北郡太田町駒場字羽黒堂</p>	<p>仙北郡太田町駒場字清水向</p>	<p>仙北郡太田町駒場字赤坂</p>	<p>仙北郡太田町駒場字板戸</p>	<p>仙北郡太田町駒場字飯嶋</p>

<p>一三一の四、一三一の六、一四二の一、一四三の二の一部、一四三の三、二二四から三三〇までの各一部、二二一の四、二二二の五の一部、二二三、二三四の二、二三四の二の一部、二三四の二の一部、二六五の二、二六五の二、二六六の二、二六七の二、二六八、二七二の二、二七二の二、二七三から二七五まで、二七七の二、二七九の二、二八〇から二八二まで、二八五、二八六の二、三四一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに一七〇の二の地先の道路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡太田町駒場字下田 二五四、三三五の地先の道路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡太田町駒場字飯嶋 二五一の一部、二五五の一部、二五六の二の一部、二五七の一部、二五九の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部並びに字清水向一七八の二に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡太田町駒場字板戸 九九の三の一部、一五六の三の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡太田町駒場字下田 一七七、一七八、二〇二、二五二、二五四の地先の道路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡太田町駒場字清水向 一二八の四並びに一二八の二、一七〇の二に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡太田町駒場字赤坂 一一八の四及びこの区域に隣接する道路である国有地の一部</p>	<p>水向</p>	<p>仙北郡太田町駒場字飯嶋</p>
---	---	---	---	---	--	--	-----------	--------------------

<p>仙北郡太田町駒場字板戸 二〇〇から二〇八までの各一部、二二二〇から二二六まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水</p>	<p>仙北郡太田町駒場字板戸 一九三、二二六の二の一部、二二七の二、二二三三の二、二三六の一部、二三七の二</p>	<p>仙北郡太田町駒場字清水向 二二二の二の一部、二七〇の二、二七〇の二、二七二の二、二七二の二、二七三の二、二七四の二、二七七から二八〇まで、二八一の二、二八一の二、二二五の二、三二五の二、三二六から三二九まで、三三〇の二、三三一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに二二七の二に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡太田町駒場字板戸 字赤坂二二七の二の地先の道路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡太田町駒場字清水向 七六の五、七九、一四八の二、一四九の二、一五二の二、一五六の四、二二七の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに字赤坂一九四、一九七、一九八、二〇〇に隣接する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡太田町駒場字飯嶋 一七四の一部、一七五の一部、二二三の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>有地の全部並びに一七五の地先の水路である国有地の一部</p>
<p>中 仙北郡太田町駒場字田</p>		<p>戸 仙北郡太田町駒場字板</p>			<p>坂 仙北郡太田町駒場字赤</p>	

<p>大館市扇田字荒又才川附 三九の二の一部、四〇の二の一部、四二の二の一部、四三の二の一部、四三の二、四五の二の一部、四五の二、四九、五〇の二から五〇の三まで、五一、五二の一部、五三の一部、五五の二の一部、六〇の二、六〇の二の一部、六〇の三の一部、六一の二、六三から六五まで、七二、七三の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有</p>	<p>大館市二井田字中嶋 七八から八一まで、八二の二、八二の二、八三から八五まで、八六の二、八七の二及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>大館市二井田字倉下 五七の二の一部、五八の二の一部、五八の二の一部、五九の二の一部、六〇の二、六〇の二、六〇の三の一部、六一の二、六一の二、六一の三の一部、六一の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>変更前の字の区域</p>	<p>大館市二井田字上出向</p>	<p>変更後の字の区域</p>	<p>路である国有地の一部</p>
<p>秋田県告示第八百八十一号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、大館市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。 右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。 平成十四年十二月二十四日 秋田県知事 寺 田 典 城</p>						

地の一部	大館市扇田字荒又 九三の一の一部、九四の三、九五の二の一部、九五の四の一部、九五の五の一部、一〇〇の二の一部、一〇二の一部、一〇四の一部、一〇五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部
------	---

秋田県告示第八百八十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十条第一項の規定により、北秋田郡比内町の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の設置の処分は、当該設置区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

字 名	設 定 区 域
北秋田郡比内町扇田字 本田	北秋田郡比内町扇田字荒又才川附 一、二、三の一、三の二、四の一、四の二、六から八まで、九の一から九の五まで、一三、一四、一六から一九まで、二四の一から二四の五まで、二六の一から二六の五まで、二九、三二の二、三三の二、三三の三、三四の一、三四の二、三五の二、三六、三七、三九の一、三九の二の一部、四〇の一部、四二の一部、四三の一部、四五の一の一部、五二の一部、五三の一部、五五の一の一部、五五の二、五五の三、六〇の二の一部、六〇の三の一部、六〇の四、六〇の五、七三の一部、七三の二、八〇の二、八一の四、八一の五、八二の三、八六、八七の一から八七の三まで、八

九から九一まで、九三の一、九三の二、九四、九五の一から九五の一〇まで、九八の一から九八の六まで、一〇二の三、一〇二の四、一〇九の一、一〇九の三、一一〇、一一〇の一、一一二の一、一一七の一、一一七の二、一一二の二、一一二の三、一二二、一二四、一二六の一、一二六の二、一三三、一三六の一、一三六の二、一三八、一三九の一、一三九の二、一四〇の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部
---

北秋田郡比内町扇田字中島本道端

一、二、六の一、三六の一、五四、五七、六〇、六三、六四、六五の一、六七及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

北秋田郡比内町扇田字荒又

四の一、六の一、九の一、一〇から一三まで、一五から一七まで、一八の一、一九の四、二一から二三まで、二四の一、二四の二、二五の一から二五の六まで、二七、二八、二九の一から二九の四まで、三〇の二、三一、三四の一から三四の三まで、三五、三八の一から三八の五まで、四三の一から四三の八まで、四四、四五、四九、五〇、五五の一から五五の一まで、六七の二、六八の二から六八の五まで、六九の二、六九の三、七〇の一から七〇の三まで、七一の一から七一の二まで、七二の二から七二の四まで、七六の一、七六の二、七七の一、七九、八四の一、八四の二、八五、九三の一の一部、九三の二、九五の一、九五の二の一部、九五の四の一部、九五の五の一部、九六の二から九六の五まで、一〇〇の一、一〇〇の二の一部、一〇〇の三、一〇二の一部、一〇四の一部、一〇五の一部、一〇六、一〇七、一一〇、一一一、一一三の一から一一三の七まで、一一九の一から一一九の三まで、一二〇の一から一二〇



四 農地保有合理化事業の実施に関する規程を承認した日  
平成十四年十二月十三日

秋田県告示第八百八十四号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七条第一項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程を次のとおり承認したので、同条第五項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 農地保有合理化事業の行う者

つこ農業協同組合

二 農地保有合理化事業の実施地域

雄勝郡羽後町のうち新成、明治及び元西地区における農業振興地域の区域

三 農地保有合理化事業の種類

農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号及び第二号に掲げる事業

四 農地保有合理化事業の実施に関する規程を承認した日

平成十四年十二月十三日

秋田県告示第八百八十五号

漁港区域に係る海岸保全区域の指定(昭和四十年秋田県告示第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

表秋田沿岸加茂漁港青砂東の項を次のように改める。

青砂東	(イ) 点の位置
	基点
	起点
	端
	補助点

秋田県男鹿市戸賀加茂青砂字山道添三十八番の旧加茂青砂小学校校門東側門柱の基礎の南側と東側の交点

一 起点から方位角一四九度の方向二五〇メートルの点

二 一から方位角三三三度の方向二四〇メートルの点

三 二から方位角三〇四度の方向四〇〇メートルの点

一の 一から方位角二二五度の方向三五メートルの点

一の二 一から方位角二六六度の方向一四五メートルの点

二の二 一から方位角九五度の方向六五メートルの点

三の二 一から方位角一九五度の方向七〇メートルの点

三の二 一から方位角一七九度の方向四〇メートルの点

(ロ) 区域

一、二の二、二の三、三の二、三の二、一の二、一

の二及び一の各点を順次結んだ線により囲まれた区域

表意外の部分中「農政部漁港課」を「農林水産部水産漁港課」に改める。

秋田県告示第八百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称 男鹿市

二 都市計画事業の種類及び名称

男鹿都市計画下水道事業 男鹿市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年二月九日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

昭和五十四年秋田県告示第四百十号、昭和六十三年秋田県告示第二百一十一号、平成四年秋田県告示第六百五十九号、平成九年秋田県告示第二百九十六号及び平成十一年秋田県告示第二百五十五号の事業地のうち男鹿市船川港船川字海岸通り一、字芦沢及び字小沢田並びに船川港比詰字羽立、字餅ヶ沢、字才ノ神及び字大巻並びに脇本脇本字後野、字飯ノ町、字頭名地、字中野及び前野並びに脇本富永字東前田、字福田、字後田、字大倉、字富永福田及び字南前田並びに船越字狐森地内において事業地を変更する。

(二) 使用の部分

変更なし

秋田県告示第八百八十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

秋田新都心ビル株式会社 代表取締役 関口昇司

秋田市榎山本町七番四十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)拠点センター

秋田市中通七丁目十三番外

(三) 小売業を行う者の氏名及び住所

株式会社サンクスアンドアソシエイツ 代表取締役社長 岡部和輝

東京都港区芝二丁目二十八番八号

株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野元彦

秋田市保戸野通町三番三十一号

外五者

(四) 大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年七月一日

(五) 店舗面積の合計

二千五百四十九平方メートル

(六) 駐車場の収容台数

五十九台

(七) 駐車場の収容台数

零台(隣接地に設置される市営駐車場を利用する。)

(八) 荷さばき施設の面積

八十七・九平方メートル

(九) 廃棄物等の保管施設の容量

三十五・七立方メートル

(十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社サンクスアンドアソシエイツ

二十四時間営業

株式会社サノ・ファーマシー 外五者

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時

(±) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間利用可能

(±) 駐車場の自動車の出入口の数

二か所

(±) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間利用可能

二 届出年月日

平成十四年十二月十日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 期間

平成十四年十二月二十四日から平成十五年四月二十四日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見を述べる者の氏名及び住所

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三)(二)(一) 意見を述べる理由

秋田県告示第八百八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定

により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべ

き事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告

し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラパス本荘店

本荘市出戸町中梵天百三十二番地外

- 二 本荘市長の意見  
意見なし
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
本荘市役所 商工観光課
- (二) 縦覧期間  
平成十四年十二月二十四日から平成十五年一月二十四日まで

秋田県告示第八百八十九号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、鹿角市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき図書  
鹿角都市計画公共下水道（鹿角市公共下水道）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所  
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第八百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、鹿角市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、

- 一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道	道路の種類		区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧			
	新	旧	男鹿市船越字一向六五番九地先から南秋田郡天王町天王字上江川四〇番一地先まで	九・五〇〇～四三・〇〇〇	三・四四〇
	百一号	百一号	〃	二一・〇〇〇～七八・〇〇〇	三・四四〇

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき図書  
鹿角都市計画用途地域の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所  
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第八百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、鹿角市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき図書  
鹿角都市計画公園（二・二・一十八号下夕町街区公園）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所  
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第八百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 二 供用開始の期日 平成十四年十二月二十五日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年十二月二十四日から平成十五年一月十三日まで

秋田県告示第八百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年十二月二十四日

- 一 供用開始の区間 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	百八号	由利郡烏海町下笹子字峠ノ下五二番四地先から字一ノ坪四番一三地先まで

二 供用開始の期日 平成十四年十二月二十五日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年十二月二十四日から平成十五年一月十三日まで

秋田県告示第八百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年十二月二十四日

- 一 供用開始の区間 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	湯沢雄物川大曲線	大曲市角間川町字二本杉九番二から字稲荷中島四四番三まで

二 供用開始の期日 平成十四年十二月二十五日

- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年十二月二十四日から平成十五年一月十三日まで

秋田県告示第八百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十四年九月四日付け指令仙建 二一八 三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年十二月二十四日

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 秋田県知事 寺田典城
- 大曲市四ツ屋字上古道七十九番地
- 有限会社伊藤住宅 取締役 伊藤 照 男

二 開発区域に含まれる地域の名称

仙北郡角館町岩瀬字上菅沢一番、二番、三番、四番、五番、六番、七番、八番、九番、十番、十一番、十二番、十三番、十四番、十五番、十六番、十七番、十八番、十九番、二十番、二十一番、二十二番、二十三番、二十四番、二十五番、二十六番、二十七番、二十八番、二十九番、三十番、三十一番、三十二番、三十三番、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、三十八番、三十九番、四十番、四十一番、四十二番、四十三番、四十四番、四十五番、四十六番、四十七番、四十八番、四十九番、五十番、五十八番一、五十八番三、三百五十番、五百一十六番三、五百一十三番、五百二十四番、五百二十五番、五百二十六番及び五百二十七番並びに字菅沢四番三の内、五番一、六番十四及び四十番二十四の内

秋田県告示第八百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、米代川地域森林計画をたてたので、同法第六条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十四年十二月二十四日

- 秋田県知事 寺田典城
- 「次のとおり」は省略し、農林水産部森林環境対策室及び各総合農林事務所において縦覧に供する。

秋田県告示第八百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、雄物川地域森林計画及び吉川地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定に基づ

公 告

き、次のとおり公表する。  
 平成十四年十二月二十四日  
 秋田県知事 寺 田 典 城  
 「次のとおり」は省略し、農林水産部森林環境対策室及び各総合農林事務所において縦覧に供する。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告すること。  
 平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
遮光実験室ユニット 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十五年三月二十日(木)
  - (四) 納入場所  
秋田県立大学事務局
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二)(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県企画振興部学術振興課高等教育等推進班(電話〇一八 八六〇 一一二二)
  - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月二十四日(火)から平成十五年一月九日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十五年一月十四日(火) 午前十時

秋田市山王三丁目一番一号  
 秋田県庁第二庁舎三階三十五会議室  
 入札保証金

五 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効  
 規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) その他  
 詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告すること。  
 平成十四年十二月二十四日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
低温実験ユニット 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十五年三月二十日(木)
  - (四) 納入場所  
秋田県立大学事務局
- 二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 秋田県企画振興部学術振興課高等教育等推進班(電話〇一八 八六〇 一二二)

- 四) 入札説明書及び仕様書の交付方法

- (二) 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月二十四日(火)から平成十五年一月九日(木)までの期間、随時交付する。

- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十五年一月十四日(火) 午前十一時

- 秋田市山王三丁目一番一号
- 秋田県庁第二庁舎三階三十五会議室

- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

- 六 その他

- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) その他  
詳細は、入札説明書による。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙

北郡田沢湖町神代土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任の届出があつた)で、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名

仙北郡田沢湖町梅沢字森腰二百七十四番地

字沼頭二十二番地

字森腰百六十四番地

字西田九十四番地

神代字白旗五十八番地

岡崎字大屋敷三十七番地

字鎌川四十一番地

- 二 就任理事の住所及び氏名

仙北郡田沢湖町梅沢字森腰二百七十四番地

字沼頭二十二番地

字森腰百六十四番地

字西田九十四番地

神代字白旗五十八番地

岡崎字大屋敷三十七番地

字鎌川四十一番地

- 三 退任監事の住所及び氏名

仙北郡田沢湖町神代字板屋二十七番地

梅沢字森腰二百八十四番地

就任監事の住所及び氏名

仙北郡田沢湖町神代字板屋二十七番地

梅沢字森腰百四十一番地

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八條第一項の規定により、大館市川口字長里二百二十四番地斎藤竹嘉ほか十二人からなされた土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第九十五條第三項において準用する同法第八條第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(山田沢地区単小規模土地改良事業

- (かんがい排水)計画書及び規約の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年十二月二十五日から平成十五年一月二十九日まで
- 三 縦覧場所 大館市役所

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量
  - ギガビットネットワーク活用遠隔画像転送システム 一式
  - (二) 購入物品の仕様等
  - 入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限
  - 平成十五年一月三十一日(金)
  - (四) 納入場所
  - 秋田県立大学事務局本荘事務室
  - 二 入札に参加する者に必要な資格
  - (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
  - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
  - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
  - 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
  - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
  - 秋田県の休日を除き、平成十四年十二月二十四日(火)から平成十五年一月八日(水)までの期間、随時交付する。
  - 四 入札執行の日時及び場所
  - 平成十五年一月十日(金)午前十一時三十分
  - 秋田県庁地下一階管財課入札室
  - 五 入札保証金
  - 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
- 規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
- 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
- 詳細は、入札説明書による。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:natsubar@natsubaransetu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原 繁 雄